

(飛散) もっと安全・安心に ドリフトの少ない農薬散布を!

食品衛生法が改正され、農薬残留基準にポジティブリスト制度が導入されました。今まで残留農薬基準値が決められていなかった農薬に、0.01ppmという一律の厳しい基準が設けられ、この定められた基準を超えて農薬が残留する食品は、出荷停止・販売禁止・回収等の対応が求められるようになりました。

農薬の適正使用はもちろんのこと、散布する薬剤が周りの圃場にドリフト(飛散)しないよう、これまで以上に気をつける必要があるとともに、地域一体となった取り組みが大切となります。

ポジティブリスト制度とは

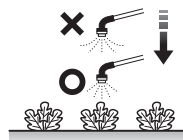
食品衛生法に基づく残留基準値が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の販売等を原則として禁止する制度です。一定量とは「人の健康を損なう恐れのない量として厚生労働大臣が定める量」として、原則0.01ppmとなっています。(いわゆる一律基準)平成18年5月29日より施行
※詳しくは厚生労働省のHP等をご参照ください。

散布しようとする作物以外に農薬がドリフト(飛散)しないよう 散布時には細心の注意を払いましょう。



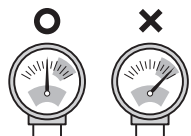
風の弱い時に風向きに注意して散布しましょう。

農薬ドリフトの最大要因は風です。風のない日や風の弱い時に散布しましょう。散布中は常に風の状況を把握して注意することが必要です。



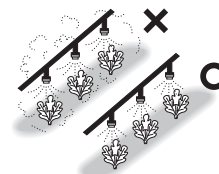
方向や位置に注意して散布しましょう。

出来るだけ作物の近くから作物だけに散布するよう心掛けます。特に圃場の端部では外側から内側に向けて散布する等、特に注意が必要です。



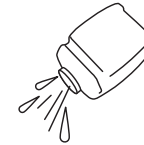
適正なノズル・圧力で散布しましょう。

細かい散布粒子のノズルを使用するほど、また 散布圧力を高めるほどドリフトしやすくなります。必要以上の圧力で散布しないよう注意が必要です。又、ドリフトの少ないノズルに取り替えることも効果的です。



適正な量を散布しましょう。

必要最小限の量と区域で散布を行い、無駄な散布をしないように心掛けます。散布量が多くなるとドリフトする割合も大きくなります。



薬剤タンクやホースは洗い残しがないよう十分に洗浄を行い、 洗浄水は適切に処分しましょう。

薬剤タンクやホースに使用した農薬が残っていると、次の散布時に作物に薬害が生じたり、収穫物に農薬が残留してしまう等、思わぬ事態に繋がる恐れがあります。

地域一体となった取り組みが大切です。



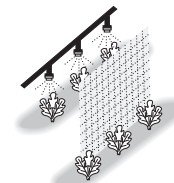
周りの作物にも登録のある農薬を使用しましょう。

より多くの作物に適用があり、収穫近くまで使える様な農薬を選定する事で、飛散した場合のリスクを低減する事が出来ます。



決められた農薬の使用法を守りましょう。

使用前には農薬の使用法を確認し、散布出来る作物や使用量、濃度、使用時期、総使用回数を必ず守って使いましょう。また、圃場ごとに使用した農薬や作業内容を必ず記録しておきましょう。



境界区域では農薬散布を控え、周りの作物を ネットやシートなどで遮断したり一時的に覆いましょう。

周りの圃場で収穫直前の作物がある場合は、散布日や収穫日を変更する等の調整をしましょう。

次の場合は
特に注意が必要です。

- ◇圃場同士の距離が近い時
- ◇隣の食物作物の収穫が近づいてきた時
- ◇飛散が起こりやすい散布方法・条件の時

農薬散布することを周りの生産者に伝え、
日頃からコミュニケーションをとるなど、
地域の農業従事者同士の連絡を密にしておくことが重要です。

株式会社 **工進**

〒617-8511 京都府長岡京市神足上八ノ坪12
<http://www.koshin-ltd.co.jp>